

参 考 資 料

【特殊区間制運賃を含む直近の例】

サンデン交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃
変更認可申請事案に関する答申（平成24年2月23日）・・・1

【税負担の転嫁に係る改定分とそれ以外の改定分とを区別した公表について】

「消費税率引き上げに伴う公共料金等の改定について」
物価担当官会議申合せ（平成25年8月1日）・・・4

平成26年4月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金
改定の取扱いについて（平成25年10月29日 自動車局旅客
課長通達 国自旅第268号 別紙2）・・・5

国 運 審 第 3 1 号
平成 2 4 年 2 月 2 3 日

国土交通大臣 前田 武志 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

サンデン交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平 2 4 第 5 0 0 1 号

平成 2 4 年 2 月 2 日付け国自旅第 1 4 1 号をもって諮問された上記の
事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

サンデン交通株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

(1) 下関市内の特定路線

半区190円、1区210円、2区240円、以後1区増す毎に20円加算の特殊区間制運賃とする。

(2) その他の路線

キロ当たり賃率45円30銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.8倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.7倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.6倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、180円とする。

理 由

1. 申請者は、平成9年4月22日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少及び燃料費の上昇傾向等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請を行ったものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成24年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は2,671百万円、適正な運送原価は3,070百万円と推定され、差引き400百万円の

損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は2, 885百万円となり、差引き186百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について

平成 25 年 8 月 1 日
物価担当官会議申合せ

平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)引上げに伴う公共料金等の改定については、今般の消費税率引上げが段階的に実施されることにも配慮しつつ、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税率引上げの適用日前に実施することは認めない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の妥当性の継続的な検証等の課題については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

平成26年4月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて

I. 基本的な考え方

消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、乗合バスの運賃・料金においてもこれを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。

II. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定

平成26年4月1日からの消費税率（国・地方。以下同じ。）引上げに伴う乗合バス運賃・料金の改定については、各乗合バス事業者が、現行の上限運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな上限運賃・料金を申請し、認可を得ることにより行うことを基本とし、以下のとおり取り扱うこととする。この際、消費税率引上げ分をより正確に転嫁する観点から、普通運賃においてICカード利用を前提とする1円単位運賃（以下「1円単位運賃」という。）の導入を認めることとする。

1. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定の手続き

(1) 上限運賃・料金の改定

現行の上限運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな上限運賃・料金（以下「改定上限運賃・料金」という。）について変更認可の手続きを行うものとする。
なお、1円単位運賃を導入する場合にあっては、当該上限運賃の認可に当たり、これまでの10円単位運賃と1円単位運賃の両者について上限運賃の変更認可の手続きを行うこととする。

(2) 軽微な運賃・料金（届出運賃・料金）の改定

現行の運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな運賃・料金について事前届出の手続きを行うものとする。

2. 消費税率引上げに伴う上限運賃・料金の変更認可

(1) 上限運賃・料金の変更認可の基準等

申請された改定上限運賃・料金については、当該改定上限運賃・料金に基づき算出された平成26年度運送収入見込額が、同輸送量の想定で現行上限運賃・料金を適用して算出した平成24年度運送収入実績額の換算値との比較による増収率で、108/105の範囲内である場合に、認可を行うこととする。

(2) 上限運賃・料金の変更認可の申請及び認可の時期

- ① 原則として、平成25年12月10日までに改定上限運賃・料金について変更認可申請を行うものとする（様式1参照）。
- ② 上限運賃・料金の変更認可は、平成26年3月上旬を目途に行う予定である。

3. 改定上限運賃・料金の算出方法

各種運賃・料金ごとの改定上限運賃・料金の算出方法は次のとおりとする。

(1) 普通運賃

普通運賃の制定形態に応じて、それぞれ、以下のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上で、10円未満の端数を四捨五入により処理するものとする。

ただし、1円単位運賃については、1円未満の端数を四捨五入により処理することを基本としつつ、1円未満の端数を四捨五入により処理した結果、当該1円単位運賃が同一区間において併存する10円単位運賃を上回る場合に限り、10円未満の端数を切り下げにより処理し、10円単位運賃と同額とする調整を行うものとする。

なお、①イ. 又はエ. 及び②イ. を選択した場合には、次回の消費税率改定に伴う運賃改定の際に、算出される税抜き現行上限賃率又は税抜き現行上限運賃を基礎として新たな改定上限賃率又は改定上限運賃を算出できるものとする。

① 対キロ制・対キロ区間制

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

ア. 現行上限賃率に $108/105$ を乗じて改定上限賃率を求め、これにより改定上限運賃を算出する。

イ. 現行上限賃率から消費税分を控除した税抜き現行上限賃率を算出し、当該税抜き現行上限賃率に $108/100$ を乗じて改定上限賃率を求め、これにより改定上限運賃を算出する。

ウ. 現行上限運賃に $108/105$ を乗じて改定上限運賃を算出する。

エ. 現行上限運賃から消費税分を控除した税抜き現行上限運賃を算出し、当該税抜き現行上限運賃に $108/100$ を乗じて改定上限運賃を算出する。

② 均一制、地帯制及び特殊区間制

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

ア. 現行上限運賃に $108/105$ を乗じる。

イ. 現行上限運賃から消費税分を控除した税抜き現行上限運賃を算出し、当該税抜き現行上限運賃に $108/100$ を乗じる。

(2) 回数券

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

① 上記(1)による改定後の上限普通運賃を基準運賃額とし、制度通達に基づく回数券運賃の計算方により算出する。

② 現行上限運賃に $108/105$ を乗じる。

(3) 定期券

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

① 上記（１）による改定後の上限普通運賃を基準運賃額とし、制度通達に基づく定期券運賃の計算方により算出する。

② 現行上限運賃に $108/105$ を乗じる。

（４）料金

次のいずれかの方法により改定上限料金を算出した上、 10 円未満の端数を四捨五入により処理する。

① 現行上限料金に $108/105$ を乗じる。

② 現行上限料金から消費税分を控除した税抜きの現行上限料金を算出し、当該税抜き現行上限料金に $108/100$ を乗じる。

（５）消費税引上げ率に見合う増収率とするための調整

① 上記（１）から（４）までの処理を行った結果による増収率が、消費税引上げ率を上回る又は下回ることが見込まれる場合は、普通運賃、回数券、定期券及び料金の改定率のバランスに配慮しつつ、事業全体として増収率が $108/105$ の範囲内となるよう調整（以下「過不足調整」という。）を行う（※１）ものとする。

（※１）実際には運賃ブロック単位ごとに増収率が $108/105$ の範囲内となるよう調整を行う。

② ①の過不足調整に当たっては、対キロ区間制等の普通運賃において、利用割合が相当程度を占める最低運賃等（※２）を端数処理の結果据え置くこととなることに伴い、事業全体として $108/105$ の増収率の確保が困難となることを見込まれる場合にあっては、公平な転嫁の観点を踏まえて遠距離利用者に過大な負担が生じる事態を回避することを目的として、事業全体の増収率が $108/105$ の範囲内となることを前提に、当該最低運賃等について $108/105$ を上回って引き上げること（ $108/105$ を上回る引き上げ率による賃率とすることを含む。）ができるものとする。

（※２） 170 円以下が該当するものとする。

③ ①の増収率の確認及び過不足調整は、別表①増収率算定表及び別表②増収率調整表により行うものとする。

４．実施運賃・料金の設定変更届出

（１）認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で設定する実施運賃・料金の届出

上記２．（１）により改定上限運賃・料金の変更認可を受けた場合には、当該認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で、新たな実施運賃・料金の設定変更届出を行うものとする（様式２参照）。ただし、当該届出により設定する新たな運賃・料金については、現行の設定運賃・料金からの引上げ率を消費税引上げ率の範囲内（※３）として算出するものとする。

（※３）上記３．（５）の過不足調整に伴い $108/105$ を上回る場合を除く。

（２）届出運賃・料金に係る設定変更

高速バス運賃及び協議運賃等の届出運賃・料金について、消費税率引き上げ分の転嫁を行う場合は、原則として、次のいずれかの方法により算出（原則として 10

円未満の端数は四捨五入により処理する。)した運賃・料金について届出を行うものとする。ただし、協議運賃・料金の改定については、当該協議運賃・料金の合意に係る地域公共交通会議等の決定に基づくものとし、必要に応じて所要の手続きを行うものとする。

- ① 現行届出運賃・料金に108/105を乗じる。
- ② 現行届出運賃・料金から消費税分を控除した税抜き届出運賃・料金を算出し、当該税抜き届出運賃・料金に108/100を乗じる。

5. その他

- (1) 消費税率引上げ分の転嫁による新たな運賃・料金の実施時期は、原則として平成26年4月1日からとする。ただし、議会手続きを要する公営事業者の場合など、平成26年4月1日から実施することができないやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

- (2) 消費税率引上げ分の転嫁に併せて、それ以外の事由による上限運賃・料金の変更(以下「通常改定」という。)の認可申請を同時に行う場合には、消費税率引上げ分と通常改定分とを明確に区分して申請を行うものとし、利用者に対してもその旨を公表するものとする。

なお、この場合の新たな運賃・料金の実施時期は、事業者の事情に応じた時期とすることを認めることとする。

- (3) 消費税率引き上げ分の転嫁と通常改定を段階的に行う場合には、原則として、3か月以上の期間を設けるものとする。
- (4) 1円単位運賃を導入する事業者にあつては、同一区間において、1円単位運賃と10円単位運賃の2つの運賃が併存することから、利用者の理解が得られるよう、また、混乱が生じないようあらかじめ十分な周知・説明を行うものとする。
- (5) 1円単位運賃の導入により、同一区間において2つの運賃が併存する場合にあつては、運行する区間に応じて運賃額の表示が変わる対キロ制運賃等の車内運賃表示器への運賃額の表示については、1円単位運賃の表示を省略することができるものとする。
- (6) 上限運賃・料金の変更認可に当たっては、次回の消費税率引上げに伴う運賃改定の際に、当該認可する改定上限運賃・料金の算出時における端数処理前の値(1銭単位(単位未満の端数を四捨五入により処理する。))を基礎として新たな改定上限運賃を算出できるものとし、その旨を認可書に付記することとする。
- (7) 上限運賃・料金の変更認可に当たっては、3.(1)の改定上限運賃・料金の算出の際に消費税抜きによる方法(3.(1)①イ.又はエ.、②イ.及び(4)②)を選択しなかった事業者については、次回の消費税率引上げに伴う運賃改定の際に、現行上限運賃から5%の消費税分を控除した税抜き現行上限運賃を基礎として新たな改定上限運賃額を算出できるものとし、その旨を認可書に付記することとする。
- (8) 普通運賃の現行上限運賃の最高額が170円以下であるため、端数処理の結果、当該上限運賃を据え置かざるを得ない事業者であつて、平成25年12月10日までに、その旨の届出(様式3参照)を行った場合には、次回の消費税率引上げに伴

う運賃改定の際に、現行上限運賃から5%の消費税分を控除した税抜き現行上限運賃を基礎として新たな改定上限運賃額を算出できるものとする。

Ⅲ. その他

各種手数料（旅客の都合による運賃・料金の払戻しに係るもの等）について、消費税率引上げに伴う改定を行う場合には、当該手数料の現行額に $108/105$ を乗じた新たな手数料の額を算出（10円未満の端数は四捨五入により処理する。）し、当該新たな手数料の額について運送約款の変更認可を受けるものとする。なお、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号、以下「標準約款」という。）に金額が規定されている手数料については、標準約款の一部改正により所要の改定を行う予定である。